

県土整備部・農林水産部・地域交流部所管工事における
時間的制約を受ける場合の取扱い

県土整備部・農林水産部・地域交流部所管工事において、下記に示す項目により継続的に時間制約を受け、通常の作業時間を確保することができない場合における積算は次のとおりとする。

なお、港湾工事等の海上工事には適用しない。

- 1 時間制約条件は、①現道の交通量の多い時間帯、②通勤・通学の時間帯、③公的な輸送機関（バス・鉄道等）のピークとなる時間帯、④工事場所周辺地域の生活、各種営業活動等の時間帯を避けた施工を必要とする場合、⑤山間部など現場条件によって作業時間に制約を受ける場合等とする。ただし、ある特定の日のみの制約（例：毎週○曜日のみ）を受ける場合は適用せず、工事工程の全体に係るものとする。
- 2 制約を受ける作業時間の適用範囲は、4時間/日以上～7.5時間/日以下とする。
- 3 時間的制約を受ける工事の設計労務単価の補正割増しは、以下の方法によるものとする。
 - (1) 作業時間の算出
拘束時間＝作業終了時間－作業開始時間（標準拘束時間は9時間とする）
作業時間＝拘束時間－1時間（標準作業時間は8時間とする）
 - (2) 補正割増し係数は、7時間/日を超え7.5時間/日以下の場合1.06、4時間/日以上～7時間/日以下の場合1.14とする。
 - (3) 設計労務単価の補正割増し
 - 1) 通常勤務すべき時間帯（8時～17時）内において作業時間に制約を受ける場合
補正割増し設計労務単価＝（公共事業設計労務単価）×（補正割増し係数）
 - 2) 施工条件により、やむを得ず通常勤務すべき時間帯を外して、かつ作業時間に制約を受ける場合
補正割増し設計労務単価＝（公共事業設計労務単価＋割増し賃金）×（補正割増し係数）
※夜間工事における割増し賃金については、「土木工事標準積算基準書（共通編）」第2章①直接工事費2労務費（3）夜間工事の労務単価の項目3）による。
 - 3) 機械付労務の労務費についても補正割増しの対象とする。
- 4 機械損料については補正しない。
- 5 工事の算定は、制約を受ける作業時間により適正な工期を設定する。
- 6 適用日は、令和2年7月30日以降に公告する工事とする。